

末弘巖太郎創刊

法律時報

昭和38年12月6日国鉄東局特別承認登録第1699号／昭和4年12月21日第3種郵便物認可／昭和55年10月1日発行(毎月1回1日発行)

昭和55年
52巻10号 10月号 通巻
第637号

特集= 国民と裁判所

裁判と国民 小田中聰樹
 人違い監置事件と現代の司法政策 松井 康浩
 法廷等秩序維持法制定の歴史 村井 敏邦
 裁判所の警備をめぐる問題点 宮本 昭三郎
 空文化する憲法の「裁判公開」 家永 淑
 市民にとっての裁判所 宮川 龍一
 傍聴者にもわかる裁判を 松下 竜一

現代における法と主体-客体-関係 桜木 澄和
 続・イギリスにおける臓器移植[5] 咲 純
 インフレ算入論 後藤 孝典
 刑法理論史の研究[25] 内藤 謙一
 象徴天皇制の成立過程[3] 古関 幸士
 将来の売掛代金債権の譲渡担保[2] 小川 幸士
 [書評] 利谷信義・長尾龍一・根岸哲也
 [民事判例研究] 土田哲也・今西康人・大内和直

日本評論社



法律時報 昭和55年9月号 (第五二巻第九号) 通巻六三六号

東京都千代田区神田神保町2丁目17番地

〒100-101 振替口座/東京6-1370番地

昭和55年10月号

内覧見本

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

呈

空文化する憲法の「裁判公開

永家
三郎

卷之三

裕半事「実務家の手帖から15——法廷における傍聴人のメモ作成について」(判例タイムズ二二八号)、下村康正教授

「傍聴人の権利」（不動産法律セミナー一九七九年五月号）くらいがあるにすぎない。

おそれがあるとかいう程度のことしか挙
げるとか、不正確な内容が伝えられる

免れてはいるものの、下級法令や法令に基づかない行政作用等により、さまざまの領域で空洞化されてきた事実については、拙著『歴史のなかの憲法』で具体的に詳述したところであるが、一番始末のわるいのが、違憲審査の権限をもつ裁判所による憲法規定の実質的空文化である。傍聴人・証人・当事者として数十年來法廷に出入りしている私の体験にかんがみその内でいたく身にしみて感じる裁判公開条項空文化の状況とその違憲の論拠とを、二つの例について述べてみたい。

A 傍聴人のメモ禁止

憲法が第三七条・第八二条で、特定された例外の場合を除き、「公開裁判」を原則として定めていることは、周知のとおりである。宮沢俊義教授は、「日本国憲法」の八二条の注解で、「(イ) 公開するとは、まず傍聴の自由を意味する」、「(ロ) 傍聴の自由は、報道の自由を含

憲法が第三七条・第八

知れないが」と控え目に叙述しているが、私は上述のとおり、傍聴人のメモは裁判公開条項から論理必然的に導出される傍聴人の権利であると考えるので、現在広く行なわれている裁判長のメモ禁止措置は憲法違反と判断せざるをえない。しかも、前記三専門家の論述にもふれられていない重大な問題がそのほかにも含まれていることを一言しておこう。

それは、千葉論文にいうところの「報道機関」に対してはメモを許し、その他傍聬人に對してはメモを禁止している事実である。「報道幾闇」といっても、

具体的には裁判所詰の司法記者会所属の商業新聞記者と放送記者とに限定されていて、政党その他の団体の機関誌（紙）記者や雑誌、單行本によつて「報道」しようとすると人々は、その内に含まれていない。一般的傍聴人の内にも、サークルの代表として仲間に傍聴での見聞を「報道」するために法廷へ來ている人々が少なくない。宮沢コンメンタールにいう「報道の自由」の権利行使を、司法記者会所属の巨大「報道機関」のみ認め、ミニコミの「報道機関」に認めないのは、合理的理由のない差別というべく、憲法第一四条の法の下の平等に違反する措置と断じざるをえない。

誰の目にも合理的理由のあると考えられないメモ禁止が何故強行されているの

の態度が一般に「裁判を見せてやる」という恩恵的思考から抜け切っていられないように思われる」とする。下村論文のタイトルにいう「傍聴人の権利」という觀念がほとんど欠落していることは、否定しがたい。それ以外にも、メモ禁止のほんとうのねらいと思われるふしが考えられるけれど、確証を挙げることができないから、臆測を差し控える。

事件の判決からは依然判明しない。法廷の入口にも事件名が表示されない。裁判官の入廷が終わり、事件名の呼上があってはじめて何事件についてこれから判決が言渡されるかがわかるのである。当事者がいるはずがないし、何事件でもかまわないから傍聴したいという傍聴人、あるいは偶然法廷の入口を通りかかってふらりと入ってきた傍聴人のような人がいれば格別、傍聴人もまずいなのが通例ではなかろうか。裁判官その他の裁判所職員だけで開かれる法廷、これを「公開裁判」と誰が認めるか。「公開」とは傍

のほかには、判例時報四六一号所載岡井藤志郎弁護士の投書「最高裁の違憲」があるだけにすぎない。岡井投書は、エクセントリックな論旨をも含むために黙殺されているようであるが、「今最高裁がやつて居られるのは場所が法廷と言う建物内部であるだけのことであつて、公開たるには期日を当事者に通知するを要する。凡そ世の中に知らしめざる寄らしめざる公開なきを御存じないのである。
（中略）通知なき法廷はたまたま通りかかる人はいるがあつても私的会合の場所に流れ込むに過ぎず。八月の三〇二二

章で仰げば、國民の権利が問題となつてゐる事件の対審」とは、絶対に公開停止ができない旨定めている。ところが、奇妙なはなしであるが、最高裁判所は、口頭弁論を経ないでなす判決の期日は、当事者またはその代理人、弁護人等にあらかじめ知らせるのをしないで、法廷を開き判決を言渡しているのである。判決期日を知らないために当事者またはその代理人等が出廷するのをできない法廷での判決言渡が「公開裁判」と認められるであろうか。

具体的に最高裁第一小法廷の例をとつて説明してみよう。第一小法廷の開廷日は原則として木曜日のようであるが、木曜日の午前一〇時にならなければその日に判決言渡があるのであるかどうか判明せず、判決言渡があることがわかつても、どうい

聽席の扉が開かれているというだけの意味ではないはずである。

ざるが故に「判決言渡の効力がない」と云う
由々しき問題をも発生する」という部分
に関するかぎりは、鋭い指摘とせざるを
えまい。同弁護士は昭和四一年一二月二
三日付横田正俊最高裁長官宛「訴願書」
(同弁護士自筆副本による)に「民刑共
判決は一の除外なく公開法廷でこれを行
ふことは訴訟法の規定を以て足りりとせ
ず憲法八十二条の明記する所なるに拘ら
ず、絶対秘密厳守の判決は憲法九八条一
項に依り全くの無効判決であります」と
論じている。無効かどうかは論議の余地
があるけれど、「公開裁判」規定をふみ
にじるものであることを、私も確信す
る。判決の結論が予知されるのは、訴訟
手続上不可避の結果に過ぎず、憲法の規
定の無視を許容する理由となるものでは
ない。